

令和6年度南丹市介護保険事業所集団指導における質問への回答

No.	質問内容（原文まま）	サービスの種類	回 答
1	<p>特定事業所集中減算の正当な理由にあたる サービス事業所が少数である場合について</p> <p>・園部地区所在の 指定訪問介護事業所は、5事業所あり、利用者の選択肢もあると市は、認識されていますか</p>	居宅介護支援	<p>公正中立なケアマネジメントを確保する観点から、正当な理由なく前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられたサービスのうち、「訪問介護」、「通所介護」、「福祉用具貸与」または「地域密着型通所介護」の各サービスで一番紹介された法人の事業所から提供された割合が80%を超えた場合、1月につき所定単位を減算することとなります。</p> <p>このうち、正当な理由として、「居宅介護支援事業者の『通常の事業の実施地域』に各サービスを提供する事業所が5事業所未満である場合」があげられますが、ご質問のとおり、現在南丹市園部町内に訪問介護事業所が5事業所あり、これには該当しないこととなります。</p> <p>定員等の理由で特定の事業所にサービスが集中してしまう場合は、その経過を介護支援経過に記録し、「正当な理由に関する説明書」の⑥アとして記載をお願いします。</p> <p>なお、南丹市八木町や日吉町、近隣市町においても園部町を通常の事業の実施地域に定めている事業所はあることから、利用者の選択肢は一定確保されているものと判断します。つきましては、このような事業所の利用も検討いただけたらと思います。</p>